

健康づくり等に関する連携協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、岐阜県民（以下「県民」という。）の健康増進等に関する事業を連携及び協力して進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して県民の健康づくりの推進等に向けて取り組むことで、県民の健康的な生活の実現に資することを目的とする。

（連携・協力対象事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携し協力するものとする。

- （1） 県民の健康づくりに関する事業
- （2） スポーツの振興を目的とした「スポーツ立県・ぎふ」の推進に関する事業
- （3） 災害時における協力及び災害対策の推進に関する事業
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事業

2 前項の規定による連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な内容については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（連携・協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる事業を実施するときは、乙に連携及び協力を要請することができる。この場合において、乙は営業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合において、社会貢献の場として活用するときは、甲に周知に係る連携及び協力を要請することができる。この場合において、甲は、事業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請を行うときは、事業の目的等を個別具体的に明示した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電子メール等で要請し、その後速やかに書面により通知するものとする。

（災害時における協力）

第4条 乙は、甲の地域内で災害が発生し、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により災害対策本部を設置した場合において、甲から物資提供の要請があったときは、可能な限りこれに協力するよう努めるものとする。

2 災害時における協力の具体的内容については、第2条第2項に倣い、別途甲乙間で協議の上定める。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項及び前条の規定による連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の書面による事前の承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

(変更及び解除)

第6条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙は、協議の上必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも本協定終了の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めない事項又は本協定の各条項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事

乙 名古屋市中区丸の内3丁目13番21号
大塚製薬株式会社
名古屋支店長